

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

418

13/2/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

【イラン核問題】

「圧力」優先ではなく 中東非WMD地帯化へ

大量破壊兵器

気運醸成を

イスラエルによるシリア攻撃、中東非大量破壊兵器(WMD)地帯化に関する国際会議の延期など、中東情勢好転の兆しは見えない。第2期オバマ政権は外交重視の姿勢を捨てておらず、イラン核開発問題に解決の光が差し込めば、こうした状況全体が変わる可能性が見えてくる。しかし、2012年は「対話」よりも「圧力」重視の年であった。西側諸国は対イラン制裁を段階的に強化し、国際原子力機関(IAEA)はイランの国際法違反を厳しく批判し続けた。イランは、国際的孤立状態の中で、外交的解決に手を伸ばす機会を失っている。

第2期オバマ政権の対イラン 基本スタンスと最近の中東情勢

バラク・オバマが米大統領に再選され、第2期が始まった。すでに国務長官就任が上院によって承認されたジョン・ケリー、国防長官に指名されているチャック・ヘーゲルらの公的発言を見る限り、第1期においてなされた対イラン制裁(後述)を支持し、場合によっては軍事攻撃も辞さない態度を保持する点で、大きな方針転換はない。ただ、外交重視にシフトする予兆も見られる。ヘーゲル氏は上院議員時代、イランやシリア、キューバなどに対する制裁に何度も疑問を呈している¹。オバマ大統領自身も外交が重要だと繰り返しているし、2月2日にはバイデン副大統領がイランに2国間直接協議を呼び掛けている(ただし、7日にイランの最高指導者ハメネイ師がこの提案を拒否)。

他方、中東をめぐる情勢は芳しいものではない。イスラエルは、1月30日、シリアの首都ダマスカス近くにある「科学研究施設」とシリア政府が主張する場所に空爆を加えた(ヒズボラ向け地对空ミサイルを輸送中の車列に対する空爆との報道もある)。シリアと関係の深いイランも当

然、これを激しく非難している。

2012年中に予定されていた中東非WMD地帯化に関する国際会議は、イスラエルの不参加表明、議題や会議の様式をめぐる意見の不一致などから、開催のメドがいまだに立たない(イランは、会議の延期がほぼ明らかになりつつあった昨年11月6日になってようやく参加の意向を表明)。しかし、会議主催者の米国・ロシア・イギリスによる外交努力は依然として継続されている。イラン核問題の解決への努力も、中東非核化に向けた取り組みの一環として理解されねばならない。

今号の内容

イラン核問題アップデート 北の核実験と「包括的アプローチ」

<資料>

北東アジア非核化のための提案

—モートン・H・ハルペリン氏の論文(下)

[連載]いま語る-50

和田春樹さん(東京大学名誉教授)

3月1日号は休みます。次号は3月15日号です。

イラン核計画の現状

まずは、イラン核開発の現状についてウラン濃縮問題に絞って確認しておこう。

12年11月16日にIAEA事務局長が提示したイラン核問題に関する最新の報告書(GOV/2012/55)によると、イランがIAEAに申告した施設において濃縮された5%濃縮のウラン(6フッ化ウラン)は、累積生産量が7611kg、現在の備蓄量が5303kgとされる。また、国際的に懸念を集めている濃縮度を20%まで高めたウラン(高濃縮ウラン)については、累積で232.8kg、現在の備蓄量が134.9kgとされている。

兵器級濃縮ウランで核弾頭1発を製造するのに濃縮度20%ウランは220～250kg必要とされるが²、現在の生産ペースでいくと、今年5月頃にはその必要量に達する³。しかし、その後、兵器級(濃縮度90%以上)にまでウランを濃縮する作業に加え、核弾頭の設計・実験・製造、それらの運搬手段への組み込みなどを含めると、実際の兵器化には数年かかるとみられる。そして何よりも、イランの最高指導者であるハメネイ師が、核兵器の保有は「重大な罪」であり、「イランは、これまでも、そしてこれから核兵器を追求することはない」と発言している。濃縮活動は絶えず続けられているとしても、核武装化に向けて危険な段階に入ったと見ることはできない。

「P5+1」による外交努力

この間、いわゆる「P5+1」(5核兵器国とドイツ)が、イランとの間で外交的な着地点を探るべく、努力を続けている。12年4月には、イスタンブール(トルコ)で約15か月ぶりとなるイランとの正式な協議が持たれた。その後、5月にバグダッド、6月にモスクワで開かれた協議において具体的な成果は得られなかったものの、イランと「P5+1」の双方が、互いにとるべき措置の提案を出し合うなど、歩み寄りの努力はみられる。たとえば、「P5+1」側は、イランが濃縮度20%の活動を停止し、濃縮度20%のウランを第3国に移転する代わりに、「P5+1」側が高濃縮ウランを燃料とする研究炉に燃料を提供するなどの提案を行っている⁴。その後、事務レベルによる折衝が続けられていたが、最近になって、約8か月ぶりとなる正式協議を13年2月26日にカザフスタンで開催することで双方が合意した。

IAEAとパルチン問題

本誌389号(11年12月1日)で報じたように、IAEA事務局長は、11年11月8日に提出した報告書の付属文書で「イラン核計画の軍事的側面の可能性」について詳述した。IAEAはとくに、2000

年にイランが設置したとされる爆発封じ込め容器などがあるパルチンの基地での活動を問題視しており、2012年以降、イランに対してIAEA職員によるパルチンへの立ち入りを要請しつづけてきた。「科学国際安全保障研究所」(ISIS)の衛星写真解析によると、パルチンでは12年4～8月ごろにサイトを取り壊す様子が観察されたが、同年9月ごろからは、施設などの「再建設」段階に入ったという⁵。

IAEAは、12年8月、20名の専門家からなるイラン専従チームを発足させる異例の決断を下した⁶。また、9月13日には、IAEA理事会がイラン問題に関して決議GOV/2012/50を採択し、関連サイトへの立ち入りも含めて、「軍事的側面」に関する疑惑解消に向け、IAEAに協力するようイランに呼びかけている。しかし今のところ、イランはパルチンへのIAEA立ち入りを拒否している。

こうしたIAEAの攻勢に対しては、パルチンで核兵器関連の実験を行っている根拠は薄いと技術的批判⁷、IAEAによるパルチン立ち入りにイランが応じる現行法上の義務はないという国際法の観点からの批判⁸などが出されている。

国際的制裁網の強化

本誌394号(12年2月15日)で論じたように、2012年に入る頃から、06年以降の国連安保理決議による制裁に加えて⁹、米国と欧州連合(EU)による独自の対イラン制裁が強化されている。米国で12年8月10日に成立した「2012年イラン脅威削減・シリア人権法」(公法112-158)¹⁰は、「2012会計年度国防認可法」(公法112-81。11年12月31日成立)のイラン制裁条項(イラン中央銀行と取引のある外国金融機関を米金融市場から締め出す)を修正し、外国企業がイランと2国間取引を行う際、イランに対して支払うはずの金額を当該国の口座に預金してイランに送金できないようにせねば、米金融機関との取引を認めない、という内容を盛り込んだ。イランが石油収入を外国から取り戻すことができないようにすることを狙ったものである。

くすぶる軍事オプションと外交交渉のゆくえ

イランに対する強硬姿勢では、イスラエルがきわだっている。ネタニヤフ首相は、12年9月27日の国連演説で、「イランが、核兵器1発を製造するのに十分な濃縮ウランを集めるまであと数か月、あるいは数週間といったところに到達する前に」、イランに対して軍事行動を起こす可能性を示唆した。米国は、「すべてのオプションがある」という姿勢を表向きは取っているが、現実には、アフガニスタン対応もあり、対イラン攻撃を

DPRKが3回目の核実験

今こそ求められる「包括的イニシアチブ」 —ハルペリン提案と日本市民

3回目の核実験を強行

2月12日、北朝鮮(DPRK)は3回目の核実験を強行した。同日の朝鮮中央通信(KCNA)は、これは「わが共和国の合法的かつ平和的な衛星打ち上げの権利を乱暴に侵害した米国の暴悪無道の敵対行為に対処し、国の安全と自主権を守護するための実際的な対応措置の一環」であり、「以前と違い、爆発力が大きいながらも、小型化及び軽量化された原子爆弾を使い、高い水準で安全かつ完璧に実施された」と伝えた(朝鮮語原文を出典にピースデポが訳)。DPRKは国連安保理の制裁強化決議に反駁する「国防委員会声明」(本誌前号)において「より高い水準における核実験」¹を予告していた。今回使用された爆弾の種類や規模についての技術的な検証は今後を待たねばならないが、この予告が言葉どおりに実行に移されたのである。

実験場所は東北部の吉州郡・富溪里の核実験場と推定される。そこではこの間、核実験の準備

と思われる動きが衛星写真によって観察されていた²。

DPRKは何を求めているのか？

一部には「核実験」をちらつかせた「瀬戸際ゲーム」で米国との交渉を有利に導こうとしているとの見方もあった。水面下では中国も含めた中止のための交渉が行われてきたであろう。それにも関わらず強行された核実験によって、1月22日の安保理制裁強化決議(本誌前号)に代表される圧力とDPRKの反発という悪循環はより亢進されるだろう。

私たちは今こそ、モートン・ハルペリン氏が論文「北東アジアの平和と安全に関する包括的協定」で示している次のような状況認識(引用は本誌前号から、以下同。)に着目するべきであろう。「DPRKは、少なくとも、核兵器なしに安全保障上

<4ページへ>

<→2ページから>

近々に開始する余裕はない。

これに関連して、リチャード・アーミテージやズビグニュー・ブレジンスキー、サム・ナンなど32名が署名した合同の報告書『対イラン軍事行動の利得とコストを衡量する』が発表されている(12年9月)¹¹。同報告書は、軍事行動の是非そのものを論じたものではない。しかし、イランに軍事攻撃を加えても核兵器開発を最大4年間遅らせられるだけであること、イランを占領しようとするれば、イラク戦争とアフガニスタン戦争にこの10年で投入した資源以上のものが必要になること、などの予測を提示している。イランへの限定的な軍事攻撃では、核拡散の防止という当の目的すら達成できない可能性が高い。

外交的解決以外にめざすべき道はない。イランは今年8月に大統領が交代となるため(3選を禁じる憲法規定によりアフマディネジャド現大統領は出馬できない)、すぐに交渉がまとまる見通しはないが、対話の努力を放棄すべきでない。しかし、西側諸国の主導する制裁は、イランの西側に対する不信を増幅させ、外交交渉をまとめない口実をイランに与えてしまっている。西側は、制裁の一部解除に自ら進むことで、「イラン核問題は解決しうる」という雰囲気醸成すべ

きだ。そのことは、中東非WMD地帯化国際会議の早期開催にも資するはずである。(山口響) 

注

- 1 「チャック・ヘーゲルは制裁を好まない」(12年12月17日)。http://thecable.foreignpolicy.com/posts/2012/12/17/chuck_hagel_does_not_like_sanctions
- 2 米「軍備管理協会」ブリーフィング・ブック『イラン核問題という難問を解く』(2013年2月)。www.armscontrol.org/で「Iran」で検索。
- 3 同上。
- 4 「イラン核問題に関する公的提案の歴史」(2013年1月)。www.armscontrol.org/factsheets/Iran_Nuclear_Proposals
- 5 デイビッド・オルブライト、ロバート・アバギャン「パルチン高性能爆薬実験場問題の再検討と今後の展開」(13年1月25日)。<http://isis-online.org/isis-reports/detail/taking-stock-and-moving-forward-on-the-issue-of-the-parchin-high-explosives/>
- 6 「AP通信」12年8月23日。
- 7 ロバート・ケリー「国際原子力機関とパルチン：疑問と懸念」(13年1月18日)。www.sipri.org/media/expert-comments/18jan2013_IAEA_Kelley
- 8 ダン・ジョイナー「IAEAによるイランへの誤った基準適用と越権行為」(12年9月13日)。<http://armscontrol.org/2012/09/13/the-iaea-applies-incorrect-standards-exceeding-its-legal-mandate-and-acting-ultra-vires-regarding-iran/>
- 9 「イランに関する国連安保理決議」(2012年8月)。www.armscontrol.org/factsheets/Security-Council-Resolutions-on-Iran
- 10 www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-112publ158/pdf/PLAW-112publ158.pdf
- 11 http://wilsoncenter.org/sites/default/files/IranReport_091112_FINAL.pdf

の必要を満たしうることに満足しない限り、核兵器の放棄を検討することはないだろう」、「この行き詰まりは、小さな措置では打開しえない。双方が、自国のニーズを満たす法的拘束力ある合意に最終的に至るとの自信を深めたときのみ、その方向に進む措置を採ることを検討するであろう。」そしてハルペリン氏は、「行き詰まりの打開に向けて、我々は、朝鮮半島の平和と安全に影響を与えるすべての懸案事項を取り扱った包括的条約の文言を策定する作業に入るべきである」と提唱している。

このような問題意識に立つとき、私たちは1月の激越なDPRK「国防委員会声明」からでさえ、現状打開の手がかりを読み取ることができる。同声明は6か国協議を「存続不可能」と断じた上で、次のように述べた。「今後は、朝鮮半島を含む地域の平和と安全保障のための交渉は有りえても、朝鮮半島の非核化に関するいかなる対話も存在しえない。」(強調筆者)。これはDPRKが核計画放棄を拒否する一方で、朝鮮半島と地域の平和と安全に関する協議には応じる用意があることを表明していると読むことができる。最大の関心は今年60周年を迎える朝鮮戦争「休戦協定」に代わる「平和協定」の締結であろう。

もちろん現段階ではこれは仮説である。この仮説は、「新しい何らかの誓約をなしたり、信義のみに則って何らかの措置を採ったりするのではない形で、新しいイニシアチブを発展させることによってのみ検証される」(ハルペリン氏)。私たちは、短兵急な非難と制裁に代わる「新しいイニシアチブを発展させる」必要性和そのチャンスの前にしていると事態を捉えなおすべきであろう。

「包括的条約」の要素とプロセス

5ページに前号に続いて掲載するのは、ハルペリン論文の後半部の全訳である。ここでは、新しいイニシアチブを具現する「**北東アジアの平和と安全に関する包括的協定**」の要素とその発効プロセスに関わる諸提案がなされている。これは「米国が敵対関係を終わらせDPRKとの関係正常化を図る和平条約(平和協定)と法的拘束力ある国際誓約」(前号)がDPRKの現在の優先事項であるとの認識に立ち、同国が「核能力の解体という不可逆なステップに移ることを検討する」(同)ための環境を整えようという、まさに時宜にかなった提案といえよう。

2つのことを補足、注釈しておきたい。ここでいう「包括的」とは「総花的、一般的」であることではなく、現状を打開するという限定的な目的に立って、具体的で実現可能性のある諸要素を網羅するという意味である。一方、いかにして協

定に「法的拘束力」を持たせるかは今後の検討課題である。拘束力があることは最も望ましいが、首脳共同声明等の形も有りうる。

ハルペリン氏が提案する「包括的協定」には次の6要素が含まれる。①戦争状態の終結、②常設の安全保障協議体の創設、③相互を敵視しないという宣言、④核および他のエネルギー支援の提供、⑤制裁の終結、⑥非核兵器地帯である。

非核兵器地帯として想定されているのは次の枠組みである。DPRK、韓国、日本が非核兵器国として地帯を形成する一方、米国、中国、ロシア、英国、フランスは地帯内に核兵器を保持せず、非核兵器国の条約違反を支援しないことに合意するとともに、条約を遵守している非核兵器国に対して核攻撃も核による威嚇も行わない(消極的安全保証)ことを誓約する。これはピースデポ等が提唱してきた「スリー・プラス・スリー」構想と類似し、それを拡張したものである。

この「包括的協定」の成否は「DPRKが核兵器を最終段階において放棄する意思があるか否かにかかっている。正しいインセンティブと正しい圧力、とりわけ(略)中国からの圧力をもってすれば、北朝鮮はそのような意思をもつであろう」との展望をハルペリン氏は述べている。さらに論文は、柔軟性をもった交渉・合意・発効のプロセスを提案している。

日本市民はいかに活用、貢献するか

対DPRK交渉の主役は20年余りの経緯とDPRKの意思を考慮すれば米国とならざるを得ないであろう。中国も立場を異にするものの貢献できるだろう。翻って、DPRKの「核とミサイル」危機感が煽られ、そこに「拉致問題の解決」が絡められて「圧力強化」が声高に叫ばれている日本には、「包括的イニシアチブ」を主導する条件は、残念ながら整っていない。しかし、同協定の諸要素は今日的な日本の安全保障の課題に直結するものであり、とりわけ私たちが求めている「米国の拡大抑止からの脱却」の実現を大きく後押しするものである。

ハルペリン提案のエッセンスと意義を市民社会に普及する活動はすでに始まっている³。私たちはそれをさらに推進するとともに、自治体首長、政治家や政策決定者に広げてゆく努力を強めたい。(田巻一彦) **M**

注

- 1 訳原典はKCNAニュース英語版。朝鮮語原文では、たんに「高い水準」とされていた。
- 2 デビッド・オルブライト、ロバート・アバギャン、「ブンゲリ核実験場における活動」。13年2月3日、科学国際安全保障研究所(ISIS)。www.isis-online.org/
- 3 12年12月には、長崎と東京でハルペリン氏らを招いた国際ワークショップと公開シンポジウムが開催された。www.recna.nagasaki-u.ac.jp/asia/

北東アジアの平和と安全に関する包括的協定

——停滞を打破する一つのアプローチ(下)

モートン・H・ハルペリン オープンソサエティ財団(OSF)上級顧問

(前号からの続き)

<北東アジアの平和と安全に関する包括的協定>

提案された包括的条約(訳者:協定)には、いくつかの国が署名・批准することになる。一部の条項には一部の署名国だけが参加し、その他の条項はすべての加盟国が参加する。一部の条項は、要件となる国家によって条約が批准され次第すぐに発効するが、他の条項は、特定の条件が満たされたときのみ、将来的に発効することになる。

北東アジアの平和と安全に関する包括的条約の要素は次のようなものだ。

・戦争状態の終結

これがDPRKにとっての主たる目的であることは明白である。条約のこの箇所が適用されるのは、休戦協定の当事国および韓国であり、おそらくは紛争のその他の当事国である。当該箇所は、戦争状態を終結させ、朝鮮半島の究極的な統一を支持しつつ、署名国間の関係正常化を定める。

・常設の安全保障協議体の創設

本条約により、条約の他の条項の履行状況を監視し執行する常設委員会と機構が創設される。条約を地域の将来の安全保障問題を取り扱うフォーラムとすべきかどうかという問題は、先送りにすべきである。本条約には、6か国とその他2つの核兵器国に加えて、モンゴルやカナダなど、当該地域の他国や域外の国家も参加のために招待されるであろう。IAEAは、監視プロセスで役割を果たすよう求められることになるかもしれない。その他の検証措置は安全保障機構の雇ったスタッフによってなされるかもしれないし、6か国以外の国の国民によって構成されるかもしれない。

・相互を敵視しないという宣言

これは、クリントン政権による同趣旨の声明を重視するDPRKにとってきわめて重要な目標である。ブッシュ政権があっさりとそれを撤回し、オバマ政権がその方針を踏襲したことによって混乱が招かれた。信頼性あるものとするためには、この誓約を条約化し、条約加盟国すべての相互関係に影響を及ぼすものとなるべきである。

・核および他のエネルギー支援の提供

すべての条約加盟国は、NPTに規定されているように、核エネルギーを含め、必要とされるすべてのエネルギー源にアクセスする権利を有することが重視されるべきである。DPRKに対して課するいかなる規制も、条約に加盟する他の非核加盟国、とりわけ韓国と日本にも公平に適用される必要がある。核燃料サイクルの問題を扱う新たな多国間枠組みを立ち上げるべきである。DPRKは自国のエネルギー需要を満たすための確実な援助を求めるだろう。これについては、一般的誓約にとどまらず、別の合意として交渉する必要があるかもしれない。

・制裁の終結

条約加盟国は、それが条約に従ったものであるかぎり、核計画を理由にして他のいずれの加盟国に対しても制裁を発動しないと誓約することを要する。加盟国は、条約に基づく誓約に違反したいずれの加盟国に対しても集団的に制裁を課す権利を留保する。米国は、国内法での義務に従って、その他の問題を理由とした制裁を課し、もしDPRKが条約の条項に違反しているとみなしたならば独自に制裁を課す権利を留保しなくてはならない。これには、米国が条約から脱退することを必要とするかもしれない。

・非核兵器地帯

最後に、本条約は北東アジア非核兵器地帯の設置に関する諸条項を含むものとなる。当該条項の諸要素については次節で論じる。

<北東アジア非核兵器地帯(NWFZ)の要素>

本条約のこの章は、NWFZ条約にふさわしい諸要素に関する国連諸決議に合致したものになる。その中には、非核兵器国にのみ課される義務もあれば、核兵器国にのみ課される義務もある。

韓国、日本、DPRK(そしておそらくは、モンゴル、場合によってはカナダを含んだその他の国も)は、核兵器の製造、実験(いかなる理由においても)、配備を自制し、また自国領土内の保管も許可しないこと誓約する。この条約の条項が遵守される限り、DPRKはNPTに復帰することを誓約し、すでに加盟しているその他の国は加盟国でありつづけることを誓約する。

非核に関する誓約の正確な領土的範囲は、明確に特定されねばならず、また、南北朝鮮と日本以外のどの他国

がこれらの誓約をなすのかによって、一部変わって
ることになる。

これらの誓約をなした非核兵器国は、再処理に関する
将来的な規制に合意することが可能かもしれない。条
約の効果的な検証を確保するために、条約が設置する
安全保障機構による領土内の査察を認可することに合
意できるかもしれない。査察に関する条項と情報提供
の義務は、非核の誓約を受け入れたすべての非核加盟
国に平等に適用される。

北朝鮮に関しては、現存する備蓄や生産施設を安全保
障機構の権限の下で廃棄させることを明記した諸条項
が必要である。

核兵器や生産施設が解体される前に朝鮮が統一された
場合、韓国は、核兵器を核兵器国に速やかに廃棄のため
に引き渡し、施設解体の国際監視に同意するとの誓約
をなす必要がある。

米国、中国、ロシア、それに英国とフランスは、条約の条
項を遵守して、地帯内に核兵器を保持せず、またいかな
る形においても非核兵器国の条約違反を支援しないこ
とに合意する。条約の条件に従っている非核兵器国に
対しては、核兵器による使用の威嚇あるいは使用を行
わないという合意を行う。(「核態勢見直し」に盛り込ま
れた「クリーンな消極的安全保証」において、米政府が
同様の提案を行っていること、またそれが米国のみな
らずロシアや中国の過去の誓約とも合致していること
に留意しておきたい。英国とフランスも、他の非核兵器
地帯においては同様の誓約をなしている。)条約加盟国
は、条約の諸条項を遵守している非核兵器加盟国が他
の条約加盟国ないし他の核兵器国から核兵器使用の威
嚇を受けた際には、協議の上、適切な行動をとることに
合意する。

核兵器搭載艦船あるいは航空機の通過問題について明
記した条項や、公海に関して条約の領土的な範囲を定
義した条項も必要であろう。

＜移行期の選択肢と条約発効に関する取り決め＞

ここに提案した条約が成立するかの展望は、DPRKが
核兵器を最終段階において放棄する意思があるか否か
にかかっている。正しいインセンティブと正しい圧力、
とりわけ、(水面下かつ二国間で行動する可能性の高
い)中国からの圧力をもってすれば、北朝鮮がそのよう
な意思をもつであろう。発効や移行期に関する条約条
項が、DPRKへの圧力を最大化し、枠組み受け入れのた
めの最大限のインセンティブを中国とDPRKに与える
形で組み立てられるようにすべきである。その一つと
して、DPRKが長年要求している他の要素を同じ条約
に取り入れることが考えられる。もう一つは、このプロ
セスに貢献する日本と韓国が条約に加盟するシナリオ
を提案することである。

これを達成するひとつの方法は、日韓が一定の条件を
付して条約に署名・批准することを認める条項を盛り
込むことである。条約の組み立てとして、3つの核兵器
国(米国、ロシア、中国)と2つの非核兵器国(日本と韓
国)が批准したときに発効するという形が考えられる。
しかし、日韓は、それらの条項が朝鮮半島一帯で有効に
施行されてないかぎり、3年ないしは5年後に条約から
脱退できる権利を有する。有効な施行とは、北朝鮮が批
准し条約を履行するか、同国が崩壊して朝鮮半島が韓
国のもとで統一しているという場合が考えられる。こ
の条件が満たされなかった場合、日本と韓国は、さらに
3年ないし5年はこの条約内にとどまるか、自らの義務
を終了させるかを選択することができる。もし条件が
満たされたならば、条約の恒久的な加盟国として、以後
は標準的な脱退条項のみに従うこととなる。

条約を批准した核兵器国の義務は、同様に批准し、条約
の全条項を遵守している非核兵器国にのみ適用され
る。

これらの条項はいくつかの目標を達成することになる
だろう。第一に、韓国はDPRKの崩壊によって取得する
あらゆる核兵器ないし兵器級物質を差し出すことを義
務づけられる。第二に、中国は、DPRKを説得して条約
に加盟させることができるならば、日韓は核兵器を取
得せず、自国の領土内にも保管を許されないという恒
久的な条約上の誓約を行うものと認識する。北朝鮮は
これを理解し、条約加盟をもって米国から消極的安全
保証を得ることになる。

一定の時間枠の中で北朝鮮が既存の核備蓄を解体し、
補償を受けるプロセスを前進させるための特別な諸
条項が盛り込まれるだろう。その具体的中身は合意に
よって決められる。そのひとつは、解体プロセス開始の
義務を先延ばしにしつつも、非核兵器国になるという
基本的な誓約を受け入れることをDPRKに容認する条
項となるかもしれない。それでもなお、DPRKに既存の
核能力の放棄を説得することは容易ではないだろう
し、間違いなく時間を要することであろう。

その間、朝鮮半島を非核化する道を歩むプロセスを進
行させておくことで、核拡散を予防する全体的な取り
組みに貢献することになろうし、東アジアの安全保障
と米日韓の同盟にも寄与することになろう。

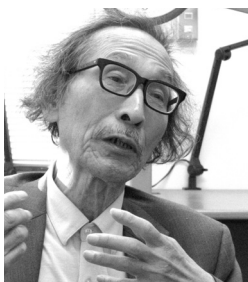
※モートン・H・ハルペリンは、オープン・ソサエティ財団上級顧問。
外交政策と自由権に関する専門家であり、ジョンソン、ニクソン、
クリントンの歴代政権に仕えた。国務省政策企画本部長(1998～
2001年)を務めたほか、国防総省(ジョンソン政権、クリントン政
権)、国家安全保障会議(NSC)スタッフ(ニクソン政権、クリントン
政権)を歴任。核政策やアジアの安全保障に関する著作・論文多数。

＜推奨される引用＞

Morton H. Halperin, "A New Approach to Security in Northeast
Asia: Breaking the Gridlock," The Asia-Pacific Journal, Vol 10, Issue
34, No. 3, August 20, 2012.

(暫定訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)、
全訳・原文はwww.recna.nagasaki-u.ac.jp/asia/)

東北アジアの 安全保障環境を変え、 北朝鮮の核問題の解決へ



和田 春樹さん
東京大学名誉教授

キム・ジョンウン
金正恩氏が北朝鮮の権力を受け継いでから約1年が経ちました。しかし、まだ良く分からないところが多い状況です。先日会った米国務省の北朝鮮担当者も、あまり情報がないと言っていました。ただ、私のみるところでは、北朝鮮の歴史の中で、キム・イルソン金日成、キム・ジョンイル金正日という絶対的な強いリーダーが統治した時代は終わったということです。金日成の体制は、「遊撃隊国家」として独特な形態をとりました。90年代半ばからは、金正日のもとで、経済崩壊、自然災害からくる非常な国家的危機の中、「正規軍国家」、先軍体制として歩みました。北朝鮮は今も先軍体制が続いていると言っています。しかし、北朝鮮は基本的には危機を乗り越えたので、今はもう少し正常な体制に戻っていくことができる状況です。名前はどうかであれ、これまでの「正規軍国家」をつづけることは、もはや難しいだろうと思います。

つまり、これからは「党国家体制」に移行して、朝鮮労働党政治局を中心とする集団的体制に移るしかないということです。金正恩氏は3代目のリーダーと言われていますが、先代の2人とはまったく違っており、実際には国家政治の実権を握ってはいません。名目は絶対的な指導者になっているけれども、実際には「体制安定継続のための象徴」という意味で登場した人物です。彼は政治・外交・経済のいずれについても、先代の2人のように指導することは不可能です。今の北朝鮮において一番重要な問題は経済改革ですが、金正恩氏ではなく、むしろ張成沢チャン・ソンテクと金慶喜キム・ギョンスの夫妻を中心とする労働党政治局が何を考えており、実際に彼らがどれ程の力を発揮するかが重要になるでしょう。

今のような変化の中、核兵器に関する北朝鮮の選択ということで言うと、いずれにしても自国の安全保障のために核が必要だという考えは変わらない

でしょう。北朝鮮は通常兵器では米韓日の軍事力と対抗することが困難です。さらに経済力も弱いのので、核兵器に頼らなければ安全の確保ができないと考えているのでしょう。今のところ新しい体制も、かりに先軍体制から党国家体制に移ったとしても、核兵器を直ちになくすという考え方は全然持たないであろうし、これを切り替えることは簡単にはいかないでしょう。

もし朝鮮戦争の休戦状態が終わり、朝鮮半島に平和体制が構築できるようになれば、北朝鮮が核兵器を諦める可能性が生まれるとは思いますが。まず平和協定の交渉過程で、北朝鮮と米国・韓国との関係を変え、最終的に朝鮮戦争を終わらせる体制をめざすのです。その後、米国および日本との国交正常化を実現するようにするのです。そうなれば、日本と北朝鮮の経済協力も進むようになる。そうすれば、この過程の中で、もしかすると、より早い段階で北朝鮮が核兵器開発を中止するかもしれません。現在保有しているとされる核兵器を含むすべてを廃棄するためには、上記のすべてが達成される必要があるでしょうが、段々とそういう方向に進んで行く可能性はあります。

必要なのは、東北アジア全体の安全保障環境を変え、通常兵器の軍縮も含めて北朝鮮を説得し、核兵器の開発を止めさせていくことです。今は6か国協議のすべての参加国のリーダーが変わった状態にあります。6か国協議には、地域の重要国がすべて入っているので、ここからまた6者協議を再開し、扱うテーマを拡大することが求められていると思います。北朝鮮の核問題だけではなく、地域の平和体制の問題、日朝および米朝国交正常化、通常兵器の軍縮、領土問題、歴史問題などです。この地域の諸国が興味を持つすべてのテーマを議論する場として、6か国協議を発展させて行く時ではないかと思います。米国と中国が共に参加し、さらに北朝鮮も入っているこの枠組みが存在していることには非常に重要な意味があり、何としても活かした方が良いのではないかと思います。日本は今まで、6か国協議に一番不熱心だったと思いますが、この姿勢も変えていかねばなりません。

また、政府だけの話ではなく、民間のレベルの「6か国協議」を持つことも重要です。そういうものができていけば、互いにもっと自由に議論ができるようになるでしょう。アジアが世界を牽引していく時代を控えたい、こうした取り組みには、大いに意味があると思います。(談:まとめ、写真:金マリア)

わだ・はるき

1938年、大阪府生まれ。98年～、東京大学名誉教授。2000年、日朝国交促進国民協会理事・事務局長。04年、東北大学東北アジア研究センター・フェロー。06年、女性のためのアジア平和国民基金専務理事。著書に『朝鮮戦争全史』(02年)、『東北アジア共同の家——新地域主義宣言』(03年)など多数。

2013年核軍縮関連カレンダー

ジュネーブ軍縮会議(CD)

- 1月21日—3月29日 第1会期
- 5月13日—6月28日 第2会期
- 7月29日—9月13日 第3会期

核の非人道性に関する国際会議

- 3月4日、5日 オスロ

武器貿易条約(ATT)国連会議(最終)

- 3月18日—28日 ニューヨーク

国連軍縮委員会(UNDC)

- 4月1日—19日 ニューヨーク

核不拡散条約(NPT)再検討会議準備委員会

- 4月22日—5月3日 ジュネーブ

軍事費に関するグローバル・アクションデー

- 4月15日

G8サミット

- 6月17日、18日 エニスキレン(英)

アセアン地域フォーラム(ARF)

- 6月27日 バンダスリプガワン(ブルネイ)

核実験に反対する国際デー

- 8月29日

国際原子力機関(IAEA)総会

- 9月16—20日 ウィーン

第68回国連総会

- 9月17日開会 ニューヨーク

化学兵器禁止条約(CWC)締約国会議

- 12月2日—6日 ハーグ

生物兵器禁止条約(BWC)締約国会議

- 12月9—13日 ジュネーブ

日誌

2013.1.21~2.5

作成: 有銘佑理、金マリア、塚田晋一郎

CSIS=(米)戦略国際問題研究所

- 1月22日 国連安保理、北朝鮮のロケット発射を非難し、資産凍結などの制裁を科す決議2087を全会一致で採択。
- 1月23日 北朝鮮外務省、安保理決議を受け、核抑止力を含む「物理的対応措置」を拡大・強化するとの声明。
- 1月23日 米國務省デービス北朝鮮担当

- 1月21日付 琉球新報、米CSISガシャネック氏による、普天間の勝連沖移設を安倍首相に促す提言(1月3日付)を報じる。
- 1月22日 「オスプレイの配備撤回を求める那覇市民大会」開催。約1300人が参加。
- 1月22日 北谷町議会、嘉手納基地へのオスプレイ配備計画、F22暫定配備に抗議。沖縄

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

朝鮮戦争「休戦」から60年 —

ピースデポ第14回総会記念シンポジウム

「北東アジアの平和の枠組み」を考える

講演: 和田 春樹 (東京大学名誉教授)

鄭 鉉栢 (チョン・ヒョンベク、韓国「参与連帯」共同代表)

パネルディスカッション モデレーター: 田巻一彦 (ピースデポ副代表)

2013年 2月23日(土) 14:30~17:30 (14:00開場)

川崎市平和館 1F屋内広場 (神奈川県川崎市中原区木月住吉町33-1)

元住吉駅・武蔵小杉駅 徒歩約10分

第14回総会 翌24日(日)10:00~12:30 / 川崎市総合福祉センター(エポックなかはら)JR南武線 武蔵中原駅 直結

特別代表、韓国を訪問し、北朝鮮制裁に関して林聖男朝鮮半島平和交渉本部長と会談。

● 1月23日 イスラエルのネタニヤフ首相、前日の総選挙での勝利を宣言。

● 1月24日 北朝鮮国防委員会、米等と「全面対決」を警告し、核実験を実施するとの声明。

● 1月25日 北朝鮮平和統一委員会、92年の朝鮮半島非核化共同宣言の無効化を宣言。

● 1月25日 デービス米北朝鮮担当特別代表、3回目の核実験を示唆する北朝鮮に対し、米中の連携を強化する考えを示す。

● 1月29日 米上院、クリントン國務長官の後任にジョン・ケリー上院議員を承認。

● 1月29日付 韓国政府、金正日総書記の遺訓を公開。6か国協議を「核保有を公式化する会議にせよ」との内容。

● 1月30日 イスラエル軍、シリアのダマスカス付近を空爆。(本号参照)

● 1月30日 韓国、初の人工衛星搭載ロケット「ナロ号」打ち上げ。軌道投入に成功。

● 1月31日 金寛鎮韓国国防長官、早期に射程800kmのミサイルを開発するよう指示。

● 2月1日 中国海軍東海艦隊最新鋭ミサイル駆逐艦「長春」が就役。

● 2月4日 韓米、東海での合同軍事演習を開始。米原潜や韓国のイージス艦などが参加。

● 2月5日 米海軍、横須賀基地のミサイル巡洋艦カウペンスをアンティータムと交代。

沖縄

● 1月21日付 琉球新報、米CSISガシャネック氏による、普天間の勝連沖移設を安倍首相に促す提言(1月3日付)を報じる。

● 1月22日 「オスプレイの配備撤回を求める那覇市民大会」開催。約1300人が参加。

● 1月22日 北谷町議会、嘉手納基地へのオスプレイ配備計画、F22暫定配備に抗議。沖縄

防衛局、外務省沖縄事務所に申し入れ。

● 1月23日 山本沖繩相が再来県。仲井真知事と13年度沖縄振興予算などを議論。

● 1月24日 読谷村中学生傷害事件(12年11月)の初公判。被告空軍兵、起訴事実認める。

● 1月24日 佐藤防衛政務官、外間与那国町長らが面談。与那国町陸自沿岸監視部隊用地の年度内取得で一致。

● 1月24日 普天間のオスプレイ3機、フィリピンとの合同訓練のため同国に到着。

● 1月25日 ホーネット2機、普天間へ飛来。上大謝名公民館で120.1dBの騒音を記録。

● 1月27日 オスプレイ配備撤回を求める東京集会。約4000人が参加。県内全41市町村長、議長、県民大会実行委員ら要請団が上京。

● 1月28日 東京要請団、オスプレイ配備撤回と普天間飛行場県内移設断念を求め、安倍首相へ「建白書」手渡す。

● 1月29日 13年度内閣府沖縄振興予算案、3001億円で決定。前年比2.2%増。

● 1月29日 防衛省、与那国陸自配備のため62億円を13年度予算案に計上。

● 1月30日 安倍首相、普天間飛行場の辺野古沖移設推進を強調。

● 1月30日 次期国防長官ヘーゲル氏、米上院で「沖縄の懸念に向き合う」と述べる。

● 1月31日 第2次普天間爆音訴訟第2回弁論。住民側、騒音放置の違憲確認を訴える。

● 2月2日 安倍首相、初来県。仲井真知事に辺野古移設堅持の考えを示す。

● 2月5日 読谷村中学生傷害事件緊急抗議村民大会実行委、外務省を訪問し、米兵事件の再発防止、地位協定改定を訴える。

今号の略語

DPRK=朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)

IAEA=国際原子力機関

KCNA=朝鮮中央通信

NWFZ=非核兵器地帯

WMD=大量破壊兵器

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員: 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、金マリア<maria@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

● 会員番号(6桁): 会員の方に付いています。● 「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。● 「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。● メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

**核兵器
核実験
モニター**

書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

金マリア(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、岡本高明、津留佐和子、中村和子、丸山淳一、山口響、梅林宏道